

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高圧電気取扱業務</li> <li>■ 動力プレス金型等の取付け等業務</li> <li>■ 酸素欠乏・硫化水素危険作業</li> <li>■ 足場の組立て等業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 機械研削用といし取替え等業務</li> <li>■ 特定粉じん作業</li> <li>■ 廃棄物焼却施設業務</li> </ul> |
|---|--|

## 特別教育開催案内

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条の規定に基づき、標記講習会を開催します。事業者は次に掲げる業務に労働者を就かせるときは、当該業務に係る特別教育を行わなければなりません。

当該業務に従事する方はこの機会にぜひ受講されますようご案内いたします。

●この案内には当協会が学科教育のみを行う講習を掲載しております。

実技教育が必要な種目については事業場において実技教育を実施していただきます。

自由研削といし取替え、アーク溶接、低圧電気取扱、クレーン運転、産業用ロボットの業務に係る特別教育については、実技教育を加えたセット講習も開催しています。この種目についてはできるだけ実技セットで受講されることをお勧めします。別刷りの案内書を参照してください。

### ◆事業者で実施していただく実技の教育時間

- 高圧電気取扱業務……………15時間以上
- 機械研削用といし取替え等業務……………3時間以上
- 動力プレス金型等の取付け等業務……………2時間以上

\* 粉じん、廃棄物、足場組立ては実技教育の必要はありません。

### 1. 高圧電気取扱業務 (労働安全衛生規則第36条第4号 抜すい 要旨)

高圧(直流にあっては750ボルトを、交流にあっては600ボルトを超え、7,000ボルト以下である電圧をいう。)若しくは特別高圧(7,000ボルトを超える電圧をいう。)の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務

### 2. 研削といし取替え等業務 (労働安全衛生規則第36条第1号 抜すい)

研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

#### ○機械研削用といし取替え等業務 (特別教育規程第1条抜すい)

機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

### 3. 動力プレス金型等の取付け等業務 (労働安全衛生規則第36条第2号 抜すい)

動力により駆動されるプレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務

### 4. 特定粉じん作業 (労働安全衛生規則第36条第29号粉じん障害防止規則第22条 抜すい)

粉じん則第2条第1項第3号の特定粉じん作業(設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則第3条各号に掲げる作業に該当するものを除く)に係る業務

特定粉じん作業の要約(抜すい) ア. 岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り又は仕上げする屋内作業場での作業 イ. 以下、略

### 5. 酸素欠乏・硫化水素危険作業 (労働安全衛生規則第36条第26号 抜すい) ※酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者は除きます。

※この教育は第二種酸素欠乏作業危険作業(酸素欠乏症及び硫化水素中毒の危険がある作業)に対応しています。

令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所の一例(抜すい)

- 1 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函(かん)、ピットその他これらに類するものをいう。)の内部
  - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧(ゆう)水がなく、又は少ない部分
  - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
  - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
  - ニ 炭酸水を湧(ゆう)出しており、又は湧(ゆう)出するおそれのある地層
  - ホ 腐泥層
- 2 以下、略

### 6. 廃棄物焼却施設業務 (労働安全衛生規則第36条 抜すい)

**第34号** ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年第433号)別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第90条第5号の3を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第36号に掲げる業務を除く。)

**第35号** 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務

**第36号** 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

### 7. 足場の組立て等業務 (労働安全衛生規則第36条第39号 抜すい)

※足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者、建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)等を修了した者及びとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者は除きます。

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)

\* 詳細は最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

**お申込みは、確実に予約ができる  
インターネット予約のご利用をお勧めします!**

広島県労働基準協会

当協会のホームページをご覧ください

検索

➡

ネット予約する

(空席状況の確認もできます)

## 1. 日程及び開催地(予定)

### ① 高圧電気取扱業務

2019年	5月16日(木)・17日(金)	福山
	6月20日(木)・21日(金)	広島市
	7月29日(月)・30日(火)	広島市
	8月26日(月)・27日(火)	福山
	9月11日(水)・12日(木)	広島市
	10月10日(木)・11日(金)	広島市
	11月28日(木)・29日(金)	福山
2020年	2月4日(火)・5日(水)	広島市
	3月11日(水)・12日(木)	福山

### ② 機械研削用といし取替え等業務

2019年	8月9日(金)	広島市
	11月15日(金)	広島市
2020年	2月19日(水)	福山
	3月6日(金)	広島市

※自由研削用といし取替え等業務は含みません。

### ③ 動力プレス金型等の取付け等業務

2019年	5月10日(金)	広島市
	7月3日(水)	福山
	8月23日(金)	広島市
	12月20日(金)	福山
2020年	1月16日(木)	広島市

### ④ 特定粉じん作業

2019年	4月8日(月)	福山
	5月17日(金)	広島市
	7月4日(木)	福山
	8月30日(金)	広島市
	9月6日(金)	呉
	10月11日(金)	尾道
	11月20日(水)	広島市
	12月6日(金)	福山
2020年	2月14日(金)	広島市

### ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業

2019年	7月3日(水)	広島市
	10月11日(金)	福山
2020年	2月21日(金)	広島市

### ⑥ 廃棄物焼却施設業務

2019年	10月21日(月)	広島市
-------	-----------	-----

出張講習のご相談承ります。  
お気軽にお問い合わせください。  
お問い合わせは右記の最寄り支部まで

### ⑦ 足場の組立て等業務

2019年	4月26日(金)	広島市
	5月29日(水)	福山
	6月19日(水)	広島市
	7月16日(火)	広島市
	8月8日(木)	広島市
	9月25日(水)	福山
	10月21日(月)	広島市
	11月20日(水)	福山
	12月6日(金)	広島市
2020年	1月31日(金)	福山
	2月12日(水)	広島市
	3月13日(金)	広島市

## 2. 各講習の基準時間(予定)

①高圧電気	1日目8:50～16:10
	2日目8:50～15:25
②機械研削用といし	8:50～17:35
③動力プレス	8:30～18:20
④特定粉じん	8:50～14:35
⑤酸素欠乏・硫化水素	8:50～15:40
⑥廃棄物焼却施設	8:50～14:00
⑦足場の組立て	8:50～16:10

\*学科終了後に、試験を行うことがあります。

\*会場の都合により開講・閉講時間が若干変動することがあります。  
詳細はお申込みの支部へお問い合わせ又はお申込み後の受講票をご確認ください。

## 3. 開催地別の会場(予定)

広島市	広島市林業ビル 8階 広島市中区上八丁堀8-23
呉	ビューポートくれ 呉市中通1-1-2
尾道	尾道市長者原スポーツセンター 尾道市高須町985-25
福山	広島県労働基準協会 福山教習所 福山市瀬戸町山北1-1

\*会場周辺図は申込受付の際に受講票とともにお渡します。

\*都合により会場を変更させていただく場合がございますので、受講手続き後にお渡しする会場の地図等をご確認くださいませようお願いいたします。

\*福山教習所の駐車場は日常的に混雑していますので、出来るだけ公共交通機関でご来場ください。  
(JR備後赤坂駅より徒歩9分程度)  
広島市、呉会場には無料駐車場・駐輪場はありません。

#### 4. 受講料(税込)・テキスト代(税込) (※)

単位:円

講習名	受講料		テキスト代
	会員	一般	
① 高圧電気取扱業務に係る特別教育	8,640	11,880	1,404
② 機械研削用といし取替え等業務に係る特別教育	6,480	9,720	1,296 (自由研削テキストと同じ)
③ 動力プレス金型等の取付け等業務に係る特別教育	6,480	9,720	2,700 (2冊)
④ 特定粉じん作業に係る特別教育	5,400	8,640	864
⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る特別教育	6,480	9,720	1,296
⑥ 廃棄物焼却施設業務に係る特別教育	5,400	8,640	972
⑦ 足場の組立て等業務に係る特別教育	6,480	9,720	800

※受講料、テキスト代は消費税率 8%時の金額を表示しております。2019年10月1日より消費税率が10%に変更される予定ですが、その際は2019年10月1日以降の講習より変更された消費税率で算出された金額に変更となります。ご了承ください。

\*テキストは講習当日に会場でお渡しします。

\*テキスト代は改定されることがあります。申込手続後に改定された場合は講習会場で差額をいただくことがありますのでご了承ください。

#### 5. 申込方法

- ・裏面の申込用紙に必要事項をご記入していただき、受講料・テキスト代を事前に振込む等の方法で最寄りの支部へお申し込みください。
- ・お申込後に、支部より受講票を送付しますので講習当日にご持参ください。  
講習日より1週間前になっても届かない場合は、お手数ですが申込支部にお問い合わせください。

お申し込みは次の広島県労働基準協会の最寄りの支部まで

- |  |  |
|--|--|
| ◎広島中央支部 (電話082-228-5475・FAX082-221-5045)<br>〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8階       | ◎三次支部 (電話0824-62-3945・FAX0824-62-3947)<br>〒728-0013 三次市十日市東4-7-5 三興ビル3階      |
| ◎呉支部 (電話0823-22-1359・FAX0823-22-1324)<br>〒737-0051 呉市中央3-8-21 大之木ダイモ本社ビル4階       | ◎広島北支部 (電話082-814-2354・FAX082-815-5562)<br>〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45 木村ビル1階 |
| ◎福山支部 (電話084-949-2022・FAX084-949-2034)<br>〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1                  | ◎府中支部 (電話0847-45-5012・FAX0847-45-5012)<br>〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階      |
| ◎三原支部 (電話0848-64-7600・FAX0848-64-7601)<br>〒723-0016 三原市宮沖2-13-8                  | ◎廿日市支部 (電話0829-32-3851・FAX0829-32-3852)<br>〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26           |
| ◎尾道支部 (電話0848-22-3432・FAX0848-22-3444)<br>〒722-0002 尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター202 | * 不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください *   |

#### 6. 注意事項

- \* 特定粉じん、酸素欠乏・硫化水素危険作業、廃棄物焼却施設、足場の組立て等業務に係る特別教育を修了された方には、当該教育修了証を交付いたします。
- \* 機械研削といし、動力プレス金型、高圧電気取扱の業務に係る特別教育の学科を修了された方には、当該教育学科修了証を交付いたします。**実技教育は事業場において実施していただきその記録を保存してください。**
- \* 遅刻等、受講すべき時間数が不足したときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。
- \* 受講料は原則として返却いたしませんので欠席しないようにしてください。
- \* 定員になり次第締切りさせていただきますので、お早めにお申し込みください。
- \* 受講当日は受講票及び筆記用具を持参してください。

**お申し込みは、確実に予約ができるインターネット予約のご利用をお勧めします!**

広島県労働基準協会

検索

当協会のホームページをご覧ください



ネット予約する  
(空席状況の確認もできます)

